

地方行政サービス改革の取組状況等(平成27年4月1日現在)

自治体コード	都道府県名	市区町村名	類似団体区分
112275	埼玉県	朝霞市	都市Ⅲ-1

(1)民間委託		【参考】	
項目	直営(※)	今後の対応方針【直営(※)を選択した団体のみ回答】	類似団体委託率
本庁舎の清掃			100.0%
本庁舎の夜間警備			96.2%
案内・受付			96.4%
電話交換			95.9%
公用車運転			87.8%
し尿収集			93.3%
一般ごみ収集			98.8%
学校給食(調理)	○	正規調理員の定年退職に伴い一部調理委託を実施予定。	80.5%
学校給食(運搬)			92.4%
学校用務員事務			28.8%
水道メーター検針			100.0%
道路維持補修・清掃等			96.6%
ホームヘルパー派遣			100.0%
在宅配食サービス			100.0%
情報処理・庁内情報システム維持			100.0%
ホームページ作成・運営			94.1%
調査・集計			96.3%

※平成27年4月1日現在において、直営で専任職員を置いている団体
委託率(%)【算出方法:委託実施団体数÷事業実施団体数(「全部直営かつ専任職員無し」除く)×100】

(2)指定管理者制度等				【参考】	
項目	公の施設数	制度導入施設数	導入率	導入に対する考え方【未導入施設がある団体のみ回答】	類似団体導入率
体育館	2	2	100.0%		54.1%
競技場 (野球場、テニスコート等)	13	13	100.0%		60.7%
プール	2	1	50.0%	子どもプールであり、プールとしての開場期間が夏期のみと短く、また、利用者が小学生以下と限定しているため、利用料金が安価で、採算性に問題があることなどから、指定管理を見送っている。	63.7%
海水浴場	0	0			25.0%
宿泊施設 (ホテル、国民宿舎等)	0	0			91.4%
保養施設 (公衆浴場、海・山の家等)	0	0			67.2%
キャンプ場等	0	0			67.1%
産業情報提供施設	1	1	100.0%		78.5%
展示場施設、見本市施設	0	0			65.0%
開放型研究施設等	0	0			0.0%
大規模公園	3	3	100.0%		39.4%
公営住宅	1	0	0.0%	直営で運営すべき施設である。	21.2%
駐車場	13	10	76.9%	本市では自転車駐車場及び原動機付自転車駐車場は指定管理者を導入し、駐車場は委託により管理している。	55.0%
大規模霊園、斎場等	1	1	100.0%		18.3%
図書館	2	0	0.0%	直営で運営すべき施設である。	17.3%
博物館 (郷土館、科学館、歴史館、動物園等)	1	0	0.0%	直営で運営すべき施設である。	23.0%
公民館、市民会館	7	1	14.3%	本市では、市民会館は指定管理者を導入し、公民館は直営で管理している。	23.4%
文化会館	0	0			75.0%
合宿所、研修所等 (青少年の家を含む)	0	0			44.1%
特別養護老人ホーム	1	1	100.0%		73.3%
介護支援センター	5	0	0.0%	直営で運営すべき施設である。	46.8%
福祉・保健センター	3	3	100.0%		55.2%
児童クラブ、学童館等	15	15	100.0%		17.3%

導入率(%)【算出方法:制度導入施設数÷公の施設数×100】

(3)窓口業務				【参考】	
設置状況	設置済み	予定時期	委託状況	委託予定無し	
総合窓口の設置					
設置率(類似団体)	17.2%		委託率(類似団体)	39.1%	
設置率(全国)	10.6%		委託率(全国)	14.7%	

(4)総務事務センター				【参考】	
設置状況	委託状況	対象部局	対象業務	類似団体設置率	委託率
設置予定無し		首長部局	給与	26.4%	4.6%
		企業局	旅費		
		教育委員会	福利厚生		
		その他	財務会計	8.8%	2.0%

「設置予定無し」及び「首長部局未設置団体」は「未設置の理由」を、「設置予定あり」の団体は「設置予定時期」を記述してください。
【人口が5万人未満の団体は回答不要】

部内担当部局においてそれぞれ円滑に事務を行っており、民間等への委託の必要性がないため。

(5)クラウド化				【参考】	
実施済み	実施予定	検討中	未実施	実施率(類似団体)	実施率(全国)
		○		3.4%	17.0%
実施済み				19.5%	25.2%

検討状況: 情報システム部門のみの実施レベルで検討中

実施しない理由:

(6)公共施設等総合管理計画				【参考】	
策定済み	策定予定	策定予定時期	策定率(類似団体)	策定率(全国)	
	○	平成27年度	8.0%	3.3%	

(7)地方公会計の整備				【参考】	
作成済み	作成予定	作成完了予定年度	作成割合(類似団体)	作成割合(全国)	
	○	平成29年度	0.0%	0.0%	

※ 統一的な基準による地方公会計については、原則として平成27年度から平成29年度までの3年間で整備するように要請されているが、当該調査の基準日はその初年度の開始時点である。